

孤独・孤立対策に関する有識者会議における、孤独・孤立対策推進法に基づき新たに策定する重点計画に盛り込むべき事項等に関する意見

【基本理念について】

- 孤独・孤立対策推進法第2条に定める孤独・孤立対策の基本理念は、「孤独・孤立対策の重点計画」（令和4年12月26日推進会議決定）の「2. 孤独・孤立対策の基本理念」を踏まえて条文化されたものと承知している。このため、新たに策定される重点計画においても、継続性及び法との整合性を確保するために、現行の重点計画の「2. 孤独・孤立対策の基本理念」を踏襲することが適切である。
- 孤独・孤立の問題の解消を目的とした相談支援や普及啓発活動等を進めることに加え、当事者等の日常生活・各ライフステージの中で活用される既存の施策に孤独・孤立の視点を入れ、それぞれの施策が具体的な各種課題を解決していく中で、孤独・孤立の問題の解消にも資するという構造を確保することが重要である。
- 孤独・孤立対策推進法の施行に伴い、各地方自治体における取組も本格化する。その際、孤独・孤立対策は行政の各分野にまたがる総合的な取組であることを全庁的に認識して取り組むことが効果的な推進方法であることを共有すべきである。
- 現行の重点計画の基本理念の「(3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進」について、孤独・孤立対策推進法第2条第3号の規定も踏まえ、「社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進」としてはどうか。
- 多様性を包摂する社会づくりを目指すことも孤独・孤立対策の基本理念の一つであることを認識すべきである。
- 現行の重点計画にある「人間関係の貧困」の記載について、自己責任によるものであると受け止められないような表現を検討すべきである。

【広報・相談窓口・支援の在り方について】

- 令和4年に行った孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果においては、孤独を感じる程度が比較的高いと回答した人ほど「我慢できる」「支援の受け方がわからない」「支援を受けるための手続きが面倒である」と回答した傾向がある。この背景には、何か相談してもうまくいかなかった実体験や相談の様子が文字情報だけだと分からないというような不安も含まれるのではないかと考えられる。このため、各種相談窓口において、制度や相談機関の壁をなくすような広報の在り方及び支援体制を検証し、常に運用の改善を図ることが必要である。さらに、手続きの負担感

を減らすために、分科会1の検討成果（令和4年10月7日）で指摘されている、制度申請の簡易化やオンライン化、自動ツールの導入等を各相談窓口において検討することが必要である。加えて、各種制度において、様々な言語による発信等もあわせて行うことを検討すべきである。

- 令和3・4年の実態調査の結果によると、孤独感を抱える方というのは相談窓口へ行くことのハードルも上がっていることが考えられる。これは本人や周りからのスティグマの問題があるように思われる。ここでいうスティグマとは、孤独・孤立の状態にあることを恥ずかしいとする考え方が根付いていることや、自らの孤独・孤立の問題やその辛さを直視することを避けることを指す。このため、相談しやすい環境づくりとしては、スティグマの解消というのも重要である。スティグマ対策として、毎年5月の「孤独・孤立対策強化月間」における集中的な広報及び国民の意識向上のための啓発活動に取り組むべきである。加えて、相談支援に関わる者がスティグマを生み出す原因とならないようにするという観点からの人材育成も重要である。また、孤独・孤立は身近な問題であることや問題が生じたときは相談すればよいことを幼少期あるいは若い年代から学校・地域・職場において教育・啓発することを通じた相談しやすい文化の醸成も必要である。
- さらに、令和3・4年の実態調査の結果において、若年層など孤独感が高いグループが、まわりの困っている人への積極的な声掛けや助けに前向きに回答した方が多いこと、相談窓口に相談することにハードルを感じている方への対応が必要であることを踏まえ、孤独・孤立の問題の理解者を増やす活動として、当事者等の周りにはいる一般市民を担い手とする「つながりサポーター」の地方自治体等での養成を国が促進し、普及することも重要である。

【人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進等】

- 誰にでも生じうる孤独・孤立の問題への対策を進めるに当たっては、各省庁が展開している人と人とのつながりを生むための各種施策間の連携の下で行うことが前提となる。しかしながら、行政の縦割りにより各地域における各種施策の連携が進みづらい面もある。このため、孤独・孤立対策が各地域における分野をまたぐ施策間連携の推進役・結節点にもなりうることや、孤独・孤立対策を通じて各種施策の相乗効果を生み出すことができることを認識しながら、社会的なつながりが必要な当事者等に、地域における人と人とのつながりを作る施策が円滑に届けられる環境を整備すべきである。具体的には、例えば、いわゆる「社会的処方」の活用の推進に加え、保健・医療・介護・福祉・教育等分野横断的な多職種連携、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた多様な主体の参画の推進、地域共生社会の実

現に向けた世代・分野を超えた連携、「つながりの場所」としての都市公園・自然公園や博物館・公民館・図書館等の社会教育施設等を活用した社会的・地域的課題への対応などを進めることが必要である。その際、民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画することを推進するべきである。加えて、例えば教育と福祉分野のデータ連携等を活用した、支援が必要なこどもを取りこぼさないための仕組みづくりについても官民連携の下、検討を進めるべきである。

- 引き続き、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果を踏まえた孤独・孤立の問題の分析を実施することに加え、「孤独死・孤立死」のデータの整備等、実態把握にも努めるべきである。また、孤独・孤立のまま亡くなっていく方が増加する可能性があることを踏まえ、そのような方の死後の対応等についても検討を行っていくべきである。
- 孤独・孤立対策を一層推進するために、省庁間の連携、地域内での多様な主体の連携、さらにグローバルレベルでの連携をそれぞれ進めるべきである。

#### 【法の施行に向けた、地方での取組の促進】

- 孤独・孤立対策推進法第 11 条の規定に基づき、各地方自治体においても、官民連携の基盤となるプラットフォームの形成に向けて取り組むよう努めるものとされている。このプラットフォームの設置により、地域における孤独・孤立の問題を関係者間で共有して課題として明確にし、互いに連携しながら当該地域における孤独・孤立対策の取組を検討・推進することが可能となる。また、プラットフォームは地域の実情に応じて多様な在り方が考えられるが、いずれのプラットフォームにおいても、プラットフォームに参画する関係者が対等に相互につながる「水平型連携」を目指すものであることを改めて確認すべきである。
- これまで国が実施してきた地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業における取組事例や、今後、孤独・孤立対策推進法の施行に当たって把握される先進的な事例について、積極的に横展開を行うべきである。その際、当該地方自治体の取組の背景やポイント等もあわせて示すことで、なぜ当該事例が効果を生み出したのかを各自治体が認識しながら参考にできるように留意すべきである。
- NPO 等の活動の支援の観点からも、国が実施する孤独・孤立対策に関するモデル調査等により把握した居場所づくり等のモデルについても積極的に情報提供すべきである。

#### 【新たな重点計画に定める施策について】

- 孤独・孤立対策推進法第8条第3項に基づき、孤独・孤立対策重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとされている。このため、Ⅱの具体的施策に定める各種施策について、孤独・孤立対策の観点からの具体的な目標とその達成の期間を可能な限り定めるべきである。この目標の設定に当たっては、各種施策の実施によりどのように孤独・孤立の解消に資することを旨とするかを示すことや、アウトプットとしてわかりやすい取組の達成目標を設定すること、施策間連携を評価する視点を持つこと等が重要である。また、孤独・孤立対策では継続性が大事であることから、利用者数をもってのみ施策の必要性を図るのではなく、施策の改善の在り方の検討等に用いるといった留意が必要である。政府は、引き続き、各種施策の実施状況の評価・検証の指標について検討を続けるべきである。加えて、孤独・孤立対策として効果的な支援の手法や効果の測定に関するエビデンスの収集・情報提供にも努めるべきである。
  
- 孤独・孤立対策である各種施策を横並びで示すのみならず、体系化・立体的にとらえて示すことも、重点計画のポイントや孤独・孤立対策の特徴である官民連携・分野横断的対応のイメージを打ち出す上で必要である。さらに、法の施行状況を踏まえ、各種施策の連携をより積極的に進めるための支援方策や、都道府県と市町村の役割等について検討することも求められる。
  
- 孤独・孤立対策に取り組むことで目指す「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」を実現するため、また孤独・孤立の「予防」の観点からも、各種制度の不断の見直しに向けた検討を進めるべきである。